

## 背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難**。

### （参考1）建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%)  
全産業 508万円/年

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）

2,018時間/年 (+3.1%)  
1,956時間/年

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和5年度）

### 労働時間の適正化

賃金の引上げ

### 労務費への しわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

### 働き方改革 生産性向上

労働時間の適正化

現場管理の効率化

### 担い手の確保

### 持続可能な建設業へ

## 概要

### 1. 労働者の労働時間の適正化

黄色部分：令和7年12月12日施行

それ以外：昨年中に施行

#### ○労働者の労働時間の適正化

→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

#### ○「労務費に関する基準」の勧告

・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

#### ○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表

（違反建設業者には、現行規定により指導・監督）

#### ○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

発注者・元請

### 労務費確保のイメージ



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

#### ○契約前のルール

- 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

#### ○契約後のルール

- 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※ ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

#### ○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化

（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

#### ○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化（例、遠隔通信の活用）

・国が現場管理の「指針」を作成（例、元下間でデータ共有）

→特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化

（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



【目標・効果】・全産業を上回る賃金上昇率の達成（2024～2029年度）

（KPI）・技能者と技術者の週休2日の割合を原則100%（2029年度）